

道徳教育の戦後史：その1

～「道徳の時間」誕生の経緯～

後藤 忠；2019.7

令和の時代を迎え、各学校では新設された「特別の教科 道徳」の授業を各教科の授業と同様、ごく普通に（特別なアレルギーもなく）行なっていることと思う。

とは言え、従前の「道徳」の時間が、その誕生の時から60年にもわたり（多くの学校で）十分な実施がされてこなかったため、現職の教師たちの中には「特別の教科 道徳」についての正しい理解が他の教科についての理解に比べて非常にあやふやで、授業は暗中模索、試行錯誤の繰り返しといった実態ではないかと思われる。

では、なぜ60年もの間、「道徳の時間」の実施が十分にされてこなかったのか？

その理由の一つに、終戦から道徳の時間誕生までの経緯があると思うので、そのことについて簡単に触れてみたいと思う。

昭和20年、終戦と同時にGHQは「修身」「地理」「歴史」「公民」の授業停止を日本に命じた。これらの教科は特に国家主義的・軍国主義的で、「従順な公民」を育成する教科であったと断じたためである。そして日本に民主主義を根づかせ「新生日本」の担い手を育成する目的で昭和22年、これらの教科に代わる新教科として「社会科」を新設した。

道徳教育は戦前にあった「修身」のようにそのみ

を教える科目は設けず、社会科を中心として学校の教育活動のすべてで行うこととしたのである。

焦土と化した日本に復興の兆しが見え始める中、青雲の志を抱く青年教師たちは新しく誕生した社会科に大きな期待を寄せ、新しい日本建設に胸ふくらませてこぞってその研究と実践に取り組んだと聞く。

しかし、終戦直後の時代状況の中で価値観は混乱し、風紀は乱れ、少年非行や少年犯罪が多発して、道徳心の低下を危惧する声は多くあがっていた。

一方、道徳教育を担うとされた社会科は誕生したばかりの試行錯誤の段階でもあり、道徳教育の効果を期待するのは難しい状況であった。そのような状況の中で「道徳の教科を作るべき」という声は再三あがったが、その都度各方面からの反対に合って実現しなかった。

それでも、現行の道徳教育では不十分であるという意見は衰えなかった。

そうした中、昭和32年9月、松永文部大臣は教育課程審議会に対し「『道徳の時間』の特設について」諮問した。

教育課程審議会は11月の会議で道徳の時間の特設を決定し、翌33年3月15日に教育課程改善の最終答申を文部大臣に対して行った。その答申を受けて文部省は、同年3月18日、各都道府県教育委員会等に対して次のような通達を發した。

写

文 初 初 第 180 号
昭和 33 年 3 月 18 日

各都道府県教育委員会
各都道府県 知 事
各付属小学校・中学校 殿
・盲学校・ろう学校を
置く 国 立 大 学 長

文部事務次官
稲 田 清 助

小学校・中学校における「道徳」の実施
要領について (通 達)

小学校および中学校における道徳教育徹底の要請に基き、かねてから、この問題を教育課程審議会ならびに教材等教科調査研究会に諮問し、慎重な検討を願っていたのであるが、最近その結論を得たので、この結論に基き、小学校および中学校においては、下記により、昭和 33 年度から、「道徳」の時間を特設し、道徳指導の充実を図ることとする。

なお、盲学校、ろう学校および養護学校の小学部および中学部においては、それぞれ、小学校および中学校に準じて実施することとする。

おって、各都道府県教育委員会および都道府県知事においては、市町村教育委員会その他貴管内関係機関に対し、この趣旨を徹底するとともに、その実施について特段のご指導を願います。

記

- 1、「道徳」の趣旨、目標、指導の内容、指導方法および指導の計画・実施に関しては、別紙『小学校「道徳」実施要綱』および『中学校「道徳」実施要綱』によること。
- 2、「道徳」は毎学年、毎週 1 時間とし、小学校においては「教科以外の活動」、中学校においては「特別教育活動」の時間の内に、これを特設して指導すること。
- 3、「道徳」の時間の指導は、学級担任の教師が担当すること。
- 4、「道徳」の時間における教材の使用については、特に慎重な取り扱いをすること。

なお、教育委員会にあつては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 33 条の規定の運用を適格に行うとともに、特に児童生徒に教科書に準じて使用させる図書教材については、これを承認に係らしめるように措置すること。

この時の改訂学習指導要領では、道徳教育は学校の教育活動全体を通じて行うが、週に1時間「道徳」の時間を設け、学校の道徳教育を補充・深化・統合・交流する時間と規定し、「道徳」の時間を教科とはせず、一領域として学習指導要領に位置付けた。

また、それと並行して同年8月に「学校教育法施行規則」の一部を改正して、学習指導要領の法的位置づけ（法的拘束力）を明確にした。

当時、いわゆる偏向教育が国会で問題になり、文部省と日教組は対立を深めていた。他方、我が国は国連加盟を控え、愛国心の向上が叫ばれてもいた。

戦後わずか10余年で日本人としての誇りを喪失しかねないこうした国情を生み出した戦後教育改革への厳しい批判が高まり、文部省は教育課程の全面的改革に乗り出していた時であった。

いずれにしても、教育課程審議会への諮問から審議会の最終答申まで、わずか半年という短さで、言わば強引ともいえる文部省の「道徳」の時間の特設に対して各方面から猛烈な反発・反対が巻き起こった。とり

わけ「道徳の時間の特設は戦前の国家主義、軍国主義を担った修身科の復活につながる」という政治イデオロギーからの批判・反対は熾烈を極めた。当時圧倒的組織力を誇っていた日教組は「教え子を再び戦場に送るな!」「道徳を学校に持ち込ませるな!」と必死の闘争を繰り広げた。文部省主催の道徳教育講習会会場等に日教組組合員が強制的動員され、会場にピケを張って受講者の入場を阻止しようとする事態まで起きた。

こうした混乱の中であって、新しい「道徳」の実践と研究に取り組む教師への誹謗と恫喝は凄まじかったと聞く。しかし、真剣な教師たちは怯むことなく実践と研究を進め、徐々にではあるが道徳の時間の定着が図られていったのである。それには保護者等からの要望が高かったことも大いに影響していたと思われる。

「その2」では、道徳の時間が始まった当時の具体的問題は一体何だったのか、それらが分かる貴重な資料を紹介しようと思う。